

令和2年11月10日
総務部総務課

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

世田谷区立世田谷区役所駐車場を廃止するとともに、規定の整備を図る必要があるため、世田谷区立駐車場条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 条例の規定から「世田谷区立世田谷区役所駐車場」に係る規定を削除する。

①名称及び位置（第2条関係 別表第1）

②名称及び供用時間（第3条関係 別表第1の2）

③名称、自動車の種別及び自動車の大きさ（第5条関係 別表第2）

④名称、単位及び使用料の額（第8条関係 別表第3）

⑤使用料の減免（第9条第5号）

(2) 規定の整備

別紙「新旧対照表」のとおり、句点を削除する。（第9条1～4号及び6号）

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

規則で定める日から施行する。

ただし、規定の整備は公布の日から施行する。

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立駐車場条例 平成15年3月13日条例第6号</p> <p>第1条～第8条 (略) (使用料の減免)</p> <p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき 全額</p> <p>(2) 駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき 全額</p> <p>(3) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき 全額</p> <p>(4) 世田谷区の休日に関する条例(平成元年3月世田谷区条例第1号)第1条第1項に規定する休日(総合支所区民課が業務を行う土曜日を除く。)を除く日の午前8時30分から午後5時30分までの間(以下「開庁時間」という。)において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が利用する自動車を駐車させるとき 全額</p> <p>(5) 開庁時間において、<u>玉川総合支所又は砧総合支所</u>に申請、相談等の用件のために来庁した者が利用する自動車を駐車させるとき。1時間分の使用料に相当する額。ただし、駐車場の使用時間が1時間に満たないときは、当該使用時間に係る使用料に相当する額</p>	<p>○世田谷区立駐車場条例 平成15年3月13日条例第6号</p> <p>第1条～第8条 (略) (使用料の減免)</p> <p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額</p> <p>(2) 駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき。 全額</p> <p>(3) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額</p> <p>(4) 世田谷区の休日に関する条例(平成元年3月世田谷区条例第1号)第1条第1項に規定する休日(総合支所区民課が業務を行う土曜日を除く。)を除く日の午前8時30分から午後5時30分までの間(以下「開庁時間」という。)において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が利用する自動車を駐車させるとき。 全額</p> <p>(5) 開庁時間において、<u>区役所又は玉川総合支所若しくは砧総合支所</u>に申請、相談等の用件のために来庁した者が利用する自動車を駐車させるとき。1時間分の使用料に相当する額。ただし、駐車場の使用時間が1時間に満たないときは、当該使用時間に係る使用料に相当する額</p>

改正後	改正前																				
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき 区長が相当と認めた額</p> <p>第10条～第14条 (略)</p> <p>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第9条の改正規定(同条第5号中「区役所又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。</p>	<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。 区長が相当と認めた額</p> <p>第10条～14条 (略)</p>																				
<p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>別表第1 (第2条関係)</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立玉川総合支所駐車場</td> <td>東京都世田谷区等々力三丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立砧総合支所駐車場</td> <td>東京都世田谷区成城六丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立玉川総合支所駐車場	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号	世田谷区立砧総合支所駐車場	東京都世田谷区成城六丁目2番1号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷区役所駐車場</td> <td>東京都世田谷区世田谷四丁目22番30号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立玉川総合支所駐車場</td> <td>東京都世田谷区等々力三丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立砧総合支所駐車場</td> <td>東京都世田谷区成城六丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立世田谷区役所駐車場	東京都世田谷区世田谷四丁目22番30号	世田谷区立玉川総合支所駐車場	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号	世田谷区立砧総合支所駐車場	東京都世田谷区成城六丁目2番1号						
名称	位置																				
世田谷区立玉川総合支所駐車場	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号																				
世田谷区立砧総合支所駐車場	東京都世田谷区成城六丁目2番1号																				
名称	位置																				
世田谷区立世田谷区役所駐車場	東京都世田谷区世田谷四丁目22番30号																				
世田谷区立玉川総合支所駐車場	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号																				
世田谷区立砧総合支所駐車場	東京都世田谷区成城六丁目2番1号																				
<p>別表第1の2 (第3条関係)</p>	<p>別表第1の2 (第3条関係)</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立玉川総合支所駐車場</td> <td>午前8時から午後11時まで</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立砧総合支所駐車場</td> <td>午前8時から午後11時まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	供用時間	世田谷区立玉川総合支所駐車場	午前8時から午後11時まで	世田谷区立砧総合支所駐車場	午前8時から午後11時まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷区役所駐車場</td> <td>午前零時から午後12時まで</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立玉川総合支所駐車場</td> <td>午前8時から午後11時まで</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立砧総合支所駐車場</td> <td>午前8時から午後11時まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	供用時間	世田谷区立世田谷区役所駐車場	午前零時から午後12時まで	世田谷区立玉川総合支所駐車場	午前8時から午後11時まで	世田谷区立砧総合支所駐車場	午前8時から午後11時まで						
名称	供用時間																				
世田谷区立玉川総合支所駐車場	午前8時から午後11時まで																				
世田谷区立砧総合支所駐車場	午前8時から午後11時まで																				
名称	供用時間																				
世田谷区立世田谷区役所駐車場	午前零時から午後12時まで																				
世田谷区立玉川総合支所駐車場	午前8時から午後11時まで																				
世田谷区立砧総合支所駐車場	午前8時から午後11時まで																				
<p>別表第2 (第5条関係)</p>	<p>別表第2 (第5条関係)</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>自動車の種別</th> <th>自動車の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">世田谷区立玉川総合支所駐車場</td> <td>普通自動車</td> <td>全長 5.30メートル以下</td> </tr> <tr> <td>小型自動車</td> <td>全幅 1.95メートル以下</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>高さ 2.00メートル以下</td> </tr> </tbody> </table>	名称	自動車の種別	自動車の大きさ	世田谷区立玉川総合支所駐車場	普通自動車	全長 5.30メートル以下	小型自動車	全幅 1.95メートル以下	軽自動車	高さ 2.00メートル以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>自動車の種別</th> <th>自動車の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">世田谷区立世田谷区役所駐車場</td> <td>普通自動車</td> <td>全長 5.00メートル以下</td> </tr> <tr> <td>小型自動車</td> <td>全幅 1.90メートル以下</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>高さ 2.10メートル以下</td> </tr> </tbody> </table>	名称	自動車の種別	自動車の大きさ	世田谷区立世田谷区役所駐車場	普通自動車	全長 5.00メートル以下	小型自動車	全幅 1.90メートル以下	軽自動車	高さ 2.10メートル以下
名称	自動車の種別	自動車の大きさ																			
世田谷区立玉川総合支所駐車場	普通自動車	全長 5.30メートル以下																			
	小型自動車	全幅 1.95メートル以下																			
	軽自動車	高さ 2.00メートル以下																			
名称	自動車の種別	自動車の大きさ																			
世田谷区立世田谷区役所駐車場	普通自動車	全長 5.00メートル以下																			
	小型自動車	全幅 1.90メートル以下																			
	軽自動車	高さ 2.10メートル以下																			

改正後			改正前		
世田谷区立砧総合支所 駐車場	普通自動車	全長 5.30メートル以下	世田谷区立玉川総合支 所駐車場	普通自動車	全長 5.30メートル以下
	小型自動車	全幅 1.95メートル以下		小型自動車	全幅 1.95メートル以下
	軽自動車	高さ 2.00メートル以下		軽自動車	高さ 2.00メートル以下
世田谷区立砧総合支所 駐車場	普通自動車	全長 5.30メートル以下	世田谷区立砧総合支所 駐車場	普通自動車	全長 5.30メートル以下
	小型自動車	全幅 1.95メートル以下		小型自動車	全幅 1.95メートル以下
	軽自動車	高さ 2.00メートル以下		軽自動車	高さ 2.00メートル以下
備考 「自動車の種別」は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号） 第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号） 第2条に定めるところによる。			備考 「自動車の種別」は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号） 第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号） 第2条に定めるところによる。		
別表第3（第8条関係）			別表第3（第8条関係）		
名称	単位	使用料の額	名称	単位	使用料の額
世田谷区立玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間10分までごと	100円	世田谷区立世田谷区役所駐車場	入場から退場までの時間20分までごと	100円
世田谷区立砧総合支所駐車場	入場から退場までの時間15分までごと	100円	世田谷区立玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間10分までごと	100円
			世田谷区立砧総合支所駐車場	入場から退場までの時間15分までごと	100円